

司法修習生に対する給費制を1年間延長する「裁判所法の一部を改正する法律」の成立にあたっての会長声明

本年11月26日、司法修習生に対する貸与制の施行を平成23年10月31日まで延期する「裁判所法の一部を改正する法律」が成立した。これにより、本年11月から修習を開始した新第64期司法修習生に対して、従前と同様、給与が支給されることとなった。

今回の法改正が実現したのは、この問題について、困難な国会状況の中で粘り強く取り組んでいただいた国会議員の皆さん、多くの請願署名をお寄せいただいた県民の皆さん、市民集会やパレードに参加して、我々弁護士と一緒に闘っていただいた市民団体、その他関係各位のおかげであり、ここに心より感謝申し上げます。

今回の法改正に関し、衆議院附帯決議では、政府及び最高裁判所に対し、「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。」を求めている。

当会は、今後も、法曹志望者が経済的理由から法曹への途を断念することのないよう、恒久的な給費制の維持を目指して活動を継続すると共に、上記附帯決議にある法曹養成制度全体の在り方についても検討を加え、幅広い国民の理解を得るべく努力していく所存である。

2010年（平成22年）12月24日

兵庫県弁護士会

会長 乗鞍良彦